令和元年(2019年)5月17日 \_第7回常任委員会決定\_ 令和元年(2019年)5月17日 \_第7回総会一部改正\_\_

# 第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)において実施するオープン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

# 1 実施目的

- (1) オープン競技の実施により、スポーツ活動への参加機会の拡大を図り、障害のある人が主体的に参画する障スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、オープン 競技に参加する県民が、障害者スポーツへの関心を高め、行動につな げる契機とする。
- (3) 障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、 人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を目 指す。

### 2 実施競技の選択

実施競技は、公募を行い、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技および団体 競技(以下「正式競技」という。)以外の競技であること。
- (2) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (3) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (4) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (5) 既存施設での開催が可能であること。

## 3 実施方法および実施期間

- (1) オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するもの とし、実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、原則として障スポの開催期間内とする。

#### 4 業務分担および経費負担

オープン競技の実施団体は、競技会の準備および開催運営に係る業務 (関連業務全般含む。)を主導で行うものとし、その経費については、当 該団体の負担とする。